

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成30年6月8日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の7第3項」を「第33条の7第5項」に、「第34条」を「第34条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第29条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第33条の6の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第33条の6の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第33条の6の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第33条の7第7項中「第34条第2項」を「第34条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割

額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第34条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第33条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第33条の9第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第34条に次の2項を加える。

- 5 第33条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項

又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第33条の9第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第37条第6項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第1条の2第1項中「第33条の7第3項」を「第33条の7第5項」に改め、同条第2項中「第34条」を「第34条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第1条の3第1項中「第34条に」を「第34条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第6条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の2第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改める。

附則第6条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「に施行規則附則第7条第14項」を「に施行規則附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第7条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第7条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第8条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」

に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」を「(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第9条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第9条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の飯能市税条例(以下「新条例」という。)第34条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年

度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前		
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第13条 前条、第33条の2第2項、<u>第33条の7第5項</u>、第33条の9第2項、<u>第34条第1項及び第4項</u>、第36条の12第2項、第58条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第131条第2項<u>並びに</u>第132条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第13条 前条、第33条の2第2項、<u>第33条の7第3項</u>、第33条の9第2項、<u>第34条</u>、第36条の12第2項、第58条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第131条第2項<u>及び</u>第132条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>		
<p>(均等割の税率)</p>	<p>(均等割の税率)</p>		
<p>第24条 省略</p> <p>2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表</u>の右欄に定める額とする。</p>	<p>第24条 省略</p> <p>2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u>右欄に定める額とする。</p>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略
省略			
省略			
<p>3～4 省略</p> <p>(市民税の申告)</p>	<p>3～4 省略</p> <p>(市民税の申告)</p>		
<p>第29条の2 省略</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出</p>	<p>第29条の2 省略</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提</p>		

すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長が定める様式による。

3 省略

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に

出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長が定める様式による。

3 省略

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に

係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第16条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第16条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第33条の6の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の6の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別

(特別徴収義務者)

第33条の6の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の6の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当

徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 省略

3 第33条の6の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第33条の6の3中「前条第1項」とあるのは「第33条の6の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する

該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 省略

3 第33条の6の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第33条の6の3中「前条第1項」とあるのは「第33条の6の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務

所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第

66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより控

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 省略

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の

除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 省略

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき

8第24項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 省略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき

(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)~(2) 省略

8 省略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81

(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)~(2) 省略

6 省略

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81

条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第34条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第34条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第34条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第34条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第34条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2箇月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第33条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第34条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2箇月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第33条の9第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。

この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第

条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第33条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲

81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第33条の9第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。

この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者)

第37条 省略

2～5 省略

6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯

(固定資産税の納税義務者)

第37条 省略

2～5 省略

6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯

設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 当分の間、第12条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第2項、第36条の12第2項、第58条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第131条第2項(第132条の7において準用する場合を含む。)及び第132条第2項(第132条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の

設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 当分の間、第12条、第33条の2第2項、第33条の7第3項、第33条の9第2項、第36条の12第2項、第58条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第131条第2項(第132条の7において準用する場合を含む。)及び第132条第2項(第132条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の

規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前

規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第34条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前

日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年

日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第34条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年

5. 5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

4 省略

5 省略

6 省略

7 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分

0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5 省略

6 省略

7 省略

8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1と

の1とする。

10～11 省略

12 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15～18 省略

19 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2 省略

する。

10～11 省略

12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15～18 省略

19 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2 省略

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 省略

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12

申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 土地の所在、地目及び地積

(3) 令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分

4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 省略

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21

項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 省略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

7 法附則第15条の9第4項の高齢

項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 省略

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

8 法附則第15条の9第4項の高齢

者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 省略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 省略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 省略

1 1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

1 2 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

(6) 省略

1 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合には法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第9条の3の場合には法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7)～(8) 省略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第7条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合には法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第9条の3の場合には法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7)～(8) 省略

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第7条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46

条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の

条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の

3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度

3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度

分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商

分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等に対して課する固定資産税の特例)

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）
附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）
附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第9条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該

第9条の3 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該

年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準とな

年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準とな

るべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～4 省略

~~るべき額」とする。~~

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～4 省略

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条の五の五第一項第一号の改正規定 平成三十年六月十五日

二 第八条の二の次に二条を加える改正規定並びに第十六条の二、第十六条の二の二、第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第四条、第五条、第八条及び第九条の規定 平成三十年十月一日

三 第一条の十の改正規定、附則第二条の四に一項を加える改正規定並びに第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第二項及び附則第十二条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(第三項、第四項)の下に「第五項」を加え、「第十項及び第十一項」を「第十項、第十一項及び第十二項」に改める部分に限る。)に限り、平成三十一年一月一日

四 附則第六条に九項を加える改正規定(同条第八十六項から第九十一項までに係る部分に限る。)及び附則第十二条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定(附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。))の下に「第十一条第四十六項」を加える部分に限る。生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日

五 附則第三条の二の十八の次に一条を加える改正規定及び附則第六条に九項を加える改正規定(同条第九十二項に係る部分に限る。) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

六 第十五条の六の三を第十五条の六の四とし、同条の前に一条を加える改正規定 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 附則第四条の四第十一項、第四条の六の二第十七項第一号八、第五条の二第四項及び第八条の三の四第三項の改正規定 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則(以下「新規規則」という)第二条の三の六第六項及び第七項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という)以後に提出する新規規則第二条の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書について適用する。

2 新規規則第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、平成三十一年度分以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新規規則第七条の二の九、第七条の二の十、第七条の二の十二及び第七条の二の十三の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則(以下「三十年十月新規規則」という)第十六号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式は、同条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等(以下この項において「売渡し等」という)に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、同日前行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第三十八号)による改正前の地方税法施行規則第四十八号の二様式別表記載要領4中「別表様式第4号の2」の欄の「製造たばこ」に改め、「たばこ」の次に「及び別表様式第3号の別表第3項の規定により課税した製造たばこの外税の別表様式」を加える。

(手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等)

第五条 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号、以下「改正法」という)附則第十条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 改正法附則第十条第五項の規定により卸売販売業者等(同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ)又は同条第二項に規定する小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に地方税法施行規則(以下「規則」という)第十六号の四様式による納付書添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第十条第二項の規定による道府県たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき三十年十月新規規則第十六号の五様式による書類中「附則の適用対象となる製造たばこ」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ(同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ)について改正法附則第十条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

92 政令附則第十一条第四十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。

附則第七条第一項中「同条第十一項において準用する場合を含む。」を削り、同条第二十項（同条第二十四項）を「同条第十一項（同条第十五項）に、同条第二十二項」を「同条第十三項」に、同条第二十八項を「同条第十九項」に、同条第三十三項を「同条第二十四項」に、同条第三十六項を「同条第二十七項」に、同条第四十項を「同条第三十一項」に、同条第四十三項を「同条第三十四項」に、同条第四十七項を「同条第四十項」に、同条第五十項を「同条第四十三項」に、同条第五十三項を「同条第四十六項」に、同条第五十四項及び第五十五項を「同条第四十五項及び第四十六項」に改め、同条第二項中「第二十項第一号」を「第十一項第一号」に、「第二十二項第一号」を「第十三項第一号」に、「第二十八項第一号」を「第十九項第一号」に、「第三十三項、第三十六項、第四十項、第四十三項、第四十七項第一号」を「第二十四項、第二十七項、第三十一項、第三十四項、第三十八項第一号」に、「第五十項、第五十三項、第五十四項第一号」を「第四十一項、第四十四項、第四十五項第一号」に、「第五十五項第一号」を「第四十六項第一号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「附則第十二条第二十一項第一号」を「附則第十二条第二十二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十二条第二十一項第一号」を「附則第十二条第二十二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十二条第二十六項」を「附則第十二条第十七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十二条第二十七項第三号」を「附則第十二条第十八項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次項」の下に「及び第十一項」を加え、同項第二号中「附則第十二条第三十項第一号」を「附則第十二条第二十一項第一号」に改め、同号中「附則第十二条第三十項第三号」を「附則第十二条第二十一項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第二十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第三号中「附則第十二条第三十八項」を「附則第十二条第二十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項第四号中「附則第十二条第三十八項」を「附則第十二条第二十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第三号中「前二項」を「第八項から前項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十二条第二十六項」を「附則第十二条第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項の表政令附則第十二条第一項第八号の項中「附則第十二条第一項第三号」を「附則第十二条第四号」に改め、同表政令附則第十二条第一項第十一号の項及び政令附則第十二条第一項第十二号の項を削り、同表政令附則第十二条第一項第十四号の項中「附則第十二条第一項第十四号」を「附則第十二条第十三号」に、同項第十三号を「同項第十一号」に改め、同表政令附則第十二条第七項第二号の項及び政令附則第十二条第十三項第二号の項を削り、同表政令附則第十二条第二十一項第二号の項中「附則第十二条第二十一項第二号」を「附則第十二条第二十二項第二号」に、「第二十三項」を「第十四項」に改め、同表政令附則第十二条第二十二項第一号の項中「附則第十二条第二十二項第一号」を「附則第十三項第一号」に、「附則第十二条第二十一項第三号」を「附則第十二条第二十一項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第二十七項第三号を「附則第十二条第二十八項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第一号の項中「附則第十二条第二十八項第一号」を「附則第十二条第二十九項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第二号の項中「附則第十二条第二十八項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第三号の項中「附則第十二条第二十八項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第三十五項第二号の項中「附則第十二条第三十五項第二号」を「附則第十二条第二十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項の項中「附則第十二条第三十六項」を「附則第十二条第二十七項」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第二号の項中「附則第十二条第四十二項第二号」を「附則第十二条第三十三項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項、第四十四項、第四十五項第一号を「附則第十二条第四十五項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第一号の項中「附則第十二条第四十七項第一号」を「附則第十二条第四十八項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第三号を「附則第十二条第四十七項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第一号の項中「附則第十二条第四十七項第一号」を「附則第十二条第四十八項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号の項中「附則第十二条第四十七項第二号」を「附則第十二条第四十八項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第五十二項第二号の項中「附則第十二条第五十二項第二号」を「附則第十二条第五十三項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第五十三項の項中「附則第十二条第五十三項」を「附則第十二条第四十四項」に改め、同表政令附則第十二条第五十四項第一号の項中「附則第十二条第五十四項第一号」を「附則第十二条第四十五項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第五十四項第二号の項中「附則第十二条第五十四項第二号」を「附則第十二条第四十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第五十四項第三号の項中「附則第十二条第五十四項第三号」を「附則第十二条第四十七項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第一号の項中「附則第十二条第五十五項第一号」を「附則第十二条第四十八項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第二号の項中「附則第十二条第五十五項第二号」を「附則第十二条第四十九項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第三号の項中「附則第十二条第五十五項第三号」を「附則第十二条第五十項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第四号の項中「附則第十二条第五十五項第四号」を「附則第十二条第五十一項第四号」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第五号の項中「附則第十二条第五十五項第五号」を「附則第十二条第五十二項第五号」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第六号の項中「附則第十二条第五十五項第六号」を「附則第十二条第五十三項第六号」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第七号の項中「附則第十二条第五十五項第七号」を「附則第十二条第五十四項第七号」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第八号の項中「附則第十二条第五十五項第八号」を「附則第十二条第五十五項第八号」に改め、同項を同条第五十五項とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(法附則第十五条の十一の総務省令で定めるところにより証明がされた家屋)

第七条の二（法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十條第二項に規定する通知書の写し及び文部科学大臣が総務大臣と協議して定める主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二條第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用がある旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

附則第八条の三の四第一項中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）」による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）に改め、同条第二項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三項中「第七十八條第一項」を「百四十五條第一項」に、「第八十條第一号」を「百四十七條第一号」に改め、同条第四項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(1)窒素酸化物の欄」を「(1)の窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(4)窒素酸化物の欄」を「(4)の窒素酸化物の欄」に改め、同条第九項中「細目告示第四十一條第一項第十一号」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（第十一項において「細目告示」という。）第四十一條第一項第十一号」に改め、同条第十項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項第一号中「第四十一條第一項第三号の表の(1)」を「第四十一條第一項第三号の表の(1)」、(1)窒素酸化物の欄」を「イの窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「第四十一條第一項第三号の表の(4)」を「第四十一條第一項第三号の表の(2)」に、「(4)窒素酸化物の欄」を「ニの窒素酸化物の欄」に改める。

附則第二十二條の四及び附則第二十四條の二を削る。

(抜粋)

○総務省令第二十四号

地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)及び地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第二百五号)の施行に伴い、並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)及び地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則(昭和二十九年総務省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の十第二項中「第七条の四の二第二項第三号口及び第八号口」を「第七条の四の二第二項第五号口及び第十二号口」に改める。

第二条第五項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名(当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則(昭和二十九年総務省令第二十三号)第二条第五項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。)の電子署名を含む。以下この項において同じ。)を行い」とする。

第二条の二第五項中「第二条の三の六第七項若しくは第八項」を「第二条の三の六第九項若しくは第十項」に改め、同条第七項中「前条第二項の表の(三)の上欄」を「前条第四項の表の(三)の上欄」に改める。

第二条の三第三項中「第二条の三の六第七項若しくは第八項」を「第二条の三の六第九項若しくは第十項」に改める。

第二条の三の六第八項を同条第十項とし、同条第七項中「当該申告書」を「当該公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「申告書に」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項(当該申告者に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる」とあるのは、「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と、第五項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

○総務省令第八十三号
 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十三条の規定に基づき、及び同法を実施するた
 め、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年十二月二十六日
 総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令
 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
 規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
 傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対
 象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも
 のは、これを加える。

改正後	改正前
<p>2 市町村長は、法第三百二十一条の四第一 項及び第五項の規定により指定した特別徴 収義務者(以下この項及び次項において「特 別徴収義務者」という。)に対する前項の表 の(四)の上欄に掲げる通知書(次項において 「特別徴収義務者用通知書」という。)の副 本として、同条第一項に規定する通知事項 (法第三百二十一条の六第一項の規定に該 当する場合には、特別徴収税額を変更した 旨。次項において同じ。)を、第九条の三の 三第一項に規定する方法又は第十条第七項 に規定する記録用の媒体に当該通知事項に 係る情報(第九条の三の三において「通知 情報」という。)を記録する方法により特別 徴収義務者に提供することができる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、当分の間、 市町村長は、特別徴収義務者に特別徴収義 務者用通知書の交付(法第三百二十一条の 四第七項(法第三百二十一条の六第二項に おいて準用する場合を含む。))又は前項の規 定による通知事項の提供を除く。を行うと きは、第三号様式中「個人番号」及び「個 人番号又は法人番号」の欄は記載しないこ ととする。</p>	<p>(道府県民税及び市町村民税に係る納税通 知書・申告書等の様式) 第二条 [略]</p> <p>2 市町村長は、法第三百二十一条の四第一 項及び第五項の規定により指定した特別徴 収義務者(以下この項及び次項において「特 別徴収義務者」という。)に対する前項の表 の(四)の上欄に掲げる通知書(次項において 「特別徴収義務者用通知書」という。)の副 本として、同条第一項に規定する通知事項 (法第三百二十一条の六第一項の規定に該 当する場合には、特別徴収税額を変更した 旨。次項において同じ。)を、第九条の三の 三第一項に規定する方法又は第十条第七項 に規定する記録用の媒体に当該通知事項に 係る情報(第九条の三の三において「通知 情報」という。)を記録する方法により特別 徴収義務者に提供することができる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、当分の間、 市町村長は、特別徴収義務者に特別徴収義 務者用通知書の交付(法第三百二十一条の 四第七項(法第三百二十一条の六第二項に おいて準用する場合を含む。))又は前項の規 定による通知事項の提供を除く。を行うと きは、第三号様式中「個人番号」及び「個 人番号又は法人番号」の欄は記載しないこ ととする。</p>

2・3 [同上]

(法第三百二十一条の四第七項に規定する
 総務省令で定める方法)
 第九条の三の三 法第三百二十一条の四第七
 項(法第三百二十一条の六第二項において
 準用する場合を含む。以下この条において
 同じ。)に規定する総務省令で定める方法
 は、法第三百二十一条の四第七項に規定す
 る市町村長の定めるところにより、当該市
 町村長の指定する指定法人が使用し、及び
 管理する電子計算機に備えられた受信者
 ファイル(専ら同項に規定する特別徴収義
 務者の使用の用に供せられるファイルとい
 う。次項において同じ。)に通知情報を電気
 通信回線を通じて記録する方法をいう。

(法第三百二十一条の四第七項に規定する
 総務省令で定める方法)
 第九条の三の三 法第三百二十一条の四第七
 項(法第三百二十一条の六第二項において
 準用する場合を含む。以下この条において
 同じ。)に規定する総務省令で定める方法
 は、法第三百二十一条の四第七項に規定す
 る市町村長の定めるところにより、当該市
 町村長の指定する指定法人が使用し、及び
 管理する電子計算機に備えられた受信者
 ファイル(専ら同項に規定する特別徴収義
 務者の使用の用に供せられるファイルとい
 う。次項において同じ。)に同条第一項に規
 定する通知事項(法第三百二十一条の六第
 一項の規定に該当する場合には、特別徴収
 税額を変更した旨)に係る情報(次項にお
 いて「通知情報」という。)を電気通信回線
 を通じて記録する方法をいう。

附則
 (施行期日)
 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二条第二項及び第三項は、平成三十年以後の年度
 分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十九年分までの個人の道府県民税
 及び市町村民税については、なお従前の例による。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍
 線は注記である。

[2] 略

[2] 同上

三 第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得(法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう)の年分
 四 その他参考となるべき事項

2 法第三百二十一条の七の十三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号
- 二 前号の申立てに係る相互協議において政令第四十八条の九の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
- 三 その他参考となるべき事項

3 法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号
- 二 前号の申立てに係る相互協議において法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する合意が行われた日
- 三 前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得(法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう)の年分
- 四 その他参考となるべき事項

第十條の二の五、第十條の二の十一、第十條の五様式(第三條の四・第三條の四の三・第五條の二・第五條の四関係)

〔様式 別紙二 挿入〕

〔様式 別紙一 挿入〕

第十四號の三様式(第七條關係)

〔様式 別紙三 挿入〕

第十九號様式(第十條の二の三關係)

〔様式 別紙四 挿入〕

第二十二號の二の二様式(第十條の二の八・第十條の二の九關係)

〔様式 別紙六 挿入〕

備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十條の二の三、第十條の二の十 〔同上〕

第十號の五様式(第三條の四・第三條の四の三・第五條の二・第五條の四關係)

〔様式 別紙一 挿入〕

〔様式 別紙二 挿入〕

〔新設〕

第十九號様式 削除

第二十二號の二の二様式(第十條の二の六・第十條の二の七關係)

〔様式 別紙五 挿入〕

〔様式 別紙六 挿入〕

附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二條 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の地方税法施行規則(次条において「新規則」という。)第十條の二の三第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十條の三の三第十六項第一号(同法第四十一條の十九の五第十項)とする。」

(事業税に関する経過措置)

第三條 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規則第七條第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十條の三の三第十六項第一号(同法第四十一條の十九の五第十項)とあるのは、「第四十條の三の三第十二項第一号(同法第四十一條の十九の五第十項)とする。」

(抜 粹)

○総務省令第八十一号

地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)及び地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第六十一号)の施行に伴い、並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十八日

総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものに当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

負うものとされる額」を加え、同項第三号及び同条第二十四項第一号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額」を加え、同項第二号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額」を加え、同項第三号中「第十五条の十一」を「第十五条の十二」に改め、「都市計画税額」の下に「特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額」を加える。

附則第三十三條の二を削る。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項から第三項までの規定中「日」を「期限又は日」に改め、同条第四項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「日」を「期限又は日」に改める。

附則第六條第一項から第三項までの規定中「日」を「期限又は日」に改め、同条第四項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「日」を「期限又は日」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の二第二項中「地方税」の下に「当該地方税に係る地方税法第一條第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「以下のこの条を」を「次項及び第四項に改め、「書類」の下に「当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」を加え、同条第六項中「場合これを」を「規定により地方税の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「に該当する恒久的施設（法第二條第七号に規定する恒久的施設をいう。次項において同じ。）」を削り、「第二條第九号」を「第二條第八号」に改め、同条第二項中「に該当する恒久的施設」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第二十条の二の四第一項の改正規定 平成三十年五月一日

二 第一条中地方税法施行令第三十九条の九の改正規定、同条を同令第三十九条の九の二とし、同令第二章第五節中同条の前に一条を加える改正規定、同令第五十三條の二の二の改正規定、同令第五十三條の二の三とし、同令第五十三條の二を同令第五十三條の二の二とする改正規定及び同令第五十三條の次に一条を加える改正規定並びに第二條並びに附則第五條及び第九條の規定 平成三十年十月一日

三 第一条中地方税法施行令第六條の二の三、第七條の三の二、第七條の四の二第一項から第三項まで、第十條及び第四十六條の二の三の改正規定並びに第四條並びに次條第一項及び第二項並びに附則第七條第一項及び第十二條の規定 平成三十一年一月一日

四 第一条中地方税法施行令附則第十一條に四項を加える改正規定（同条第四十五項及び第四十六項に係る部分に限る。）、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）の施行の日

五 第一条中地方税法施行令附則第七條に二項を加える改正規定（同条第二十二項に係る部分に限る。）、同令附則第十一條第十九項の改正規定及び同条に四項を加える改正規定（同条第四十七項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行令第三十七條の五第三項の改正規定及び同令附則第七條に二項を加える改正規定（同条第二十三項に係る部分に限る。）、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法施行令附則第六條の七第四号の改正規定 国際観光旅客税法（平成三十年法律第 号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）、第七條の四の二第一項から第七号までに係る部分に限る。）、第二項（第九号及び第十号に係る部分に限る。）、及び第三項（第四号から第七号までに係る部分に限る。）、の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法第二十三條第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税の利子割について適用する。

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項及び附則第七條第一項において「所得税法等改正法」という。）、附則第二十一條第一項の規定により所得税法等改正法第二條の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。附則第七條第一項において「新法人税法」という。）、第二條（第十二号の十九に係る部分に限る。）、の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一條第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八條の六第六項	第七十四條第一項又は	第七十四條第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一條第二項の規定により読み替えて適用される同法第二條の規定による改正後の法人税法（以下この節において「読替え後の新法人税法」という。）
第九條の三第二号	（同法）	（読替え後の新法人税法）
第九條の七第二十項	第七十四條第一項又は	第七十四條第一項又は読替え後の新法人税法
	又は同法	若しくは第七十四條第一項又は読替え後の新法人税法
第九條の九の三第一項	第七十四條第一項又は	第七十四條第一項又は読替え後の新法人税法
第一号	又は同法	又は法人税法
附則第三條の二の二第二項	同法	所得税法等の一部を改正する法律附則第二十一條第二項の規定により読み替えて適用される同法第二條の規定による改正後の法人税法

3 新令第九條の七第三項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、同号に規定する外国関係会社等の政令の施行の日（以下「施行日」という。）、以後に開始する事業年度に係る同号に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、第一條の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）、第九條の七第三項第一号に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

附則第十条の二の二第七項の表電気供給業の項中

及び重油加熱バーナー

を「汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る)の用途(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る)の用途」

- 1 汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナーによるものに限る)の用途
- 2 ガスタービン発電装置の動力源の用途

に改め、同表地熱資源開発事業の項を削り、同条第八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項第一号ホ(イ)中「平成元年法律第八十三号」を削り、同条第十項中「及びコナテナ用の貨車」を削り、同条第十九項中「平成十四年法律第二十二号」を削り、同条第三十一項中「その他の」の下に「同条第二十九項に規定する」を加え、「津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第六十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。」を「又は同項に規定する指定避難施設避難用部分」に改め、同条に次の四項を加える。

44 法附則第十五条第四十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者(以下この項において「電気通信事業者」という)の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備(特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)附則第五号第二項第二号に規定する特定電気通信設備をい)専ら電磁的記録(法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ)として記録された情報について複製(電磁的記録によるものに限る)を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ)とする。

一 法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める地域(以下この項において「設置促進地域」という)内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十六項に規定する地域特定電気通信設備供用事業(以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という)を行う電気通信事業者 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備で、その取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ)の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る)の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの(当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く)。

二 前号に掲げる電気通信事業者以外の電気通信事業者 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備

45 法附則第十五条第四十七項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 機械及び装置 一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ)の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ)が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの
- 二 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの
- 三 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの
- 四 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

46 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という)について同条第四十七項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長(当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等(同条第一項に規定する価格等をいう)を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければならない。

47 法附則第十五条第四十八項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第四十六条第十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるもの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第四十八項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

附則第十二条第一項中「意義は」の下に「それぞれ」を加え、同項第三号中「第二十一項」を「第十二項」に改め、同項第十一号及び第十二号を削り、同項第十三号中「第二十一項から第二十三項まで」を「第十二項から第十四項まで」に改め、同項第十四号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同項第十七号から第十五項までを削り、同項第十六項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十七項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に、「第二十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十八項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十二項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十三項中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十四項中「第十六項から第二十項まで」を「第七項から第十一項まで」に、「附則第十五条の八第五項」を「附則第十五条の八第三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十五項を第十六項とし、第二十六項から第二十八項までを九項ずつ繰り上げ、同条第二十九項第一号中「以上」の下に「二百八十平方メートル以下」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第三十項を同条第二十一項とし、同条第三十一項を同条第二十二項とし、同条第三十二項第一号中「第五十三項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十三項を同条第二十四項とし、同条第三十四項第一号中「以上」の下に「二百八十平方メートル以下」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第三十五項を同条第二十六項とし、同条第三十六項を同条第二十七項とし、同条第三十七項中「第二十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十八項を第二十九項とし、第三十九項を第三十項とし、第四十項を第三十一項とし、同条第四十一項中「第三十四項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十二項を第三十三項とし、第四十三項から第四十七項までを九項ずつ繰り上げ、同条第四十八項中「第二十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十九項を同条第四十項とし、同条第五十項を同条第四十一項とし、同条第五十一項中「第三十四項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第五十二項を第四十三項とし、第五十三項から第五十五項までを九項ずつ繰り上げ、同条第五十六項中「ときの」を「場合における」に改め、同項を同条第四十七項とする。

附則第十二条の二の見出し中「附則第十五条の十一」を「附則第十五条の十二」に改め、同条中「附則第十五条の十一」を「附則第十五条の十二」に、「から第十五条の十まで」を「から第十五条の十一まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に係る第五十六条の八十四の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額(当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額)」と、同項

2 法第三百二十一条の八第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）を控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（法第三百二十一条の八第二十五項の控除対象所得税額等相当額等の控除）
第四十八條の十二の三、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十五項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十五項の規定により控除することができ、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九條の七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について次条第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第二十五項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第三百二十一条の八第二十五項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）を控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十五項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

第四十八條の十三第三項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第二項中「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十四項」の下に、「第六項又は第八項」を加え、法人に係る同項を「内国法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に「課税対象金額」を加え、「課税対象金額」を「課税対象金額をいう。以下この号において同じ。」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む）」に対応する」に改め、同条第二号中

「租税特別措置法第六十八条の九十一第一項」の下に、「第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に、「個別課税対象金額」を加え、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「個別部分課税対象金額（同法第六十八條の九十一第二項の規定による当該外国関係会社の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十八條の九十一第二項の規定による当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）（同法第六十八條の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」に対応する」に改め、同条第三号中「租税特別措置法第六十六条の九の二第二項」の下に、「第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に、「課税対象金額」を加え、「課税対象金額」を「課税対象金額をいう。以下この号において同じ。」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第二項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の二第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第二項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の二第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」に対応する」に改め、同条第四号中「租税特別措置法第六十八條の九十三の二第二項」の下に、「第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に、「個別課税対象金額」を加え、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「個別部分課税対象金額（同法第六十八條の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八條の九十三の二第六項の規定により当該外国関係法人の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十八條の九十三の二第六項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八條の九十三の二第六項の規定により当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」に対応する」に改め、同条第七項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第七項及び第三十一項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改める。

第四十八條の十四中「第三百二十一条の八第三十一項」を「第三百二十一条の八第三十三項」に改める。
第四十八條の十四の二第一項中「によつて」を「により」に、「第三百二十一条の八第三十一項」を「第三百二十一条の八第三十三項」に改める。
第四十八條の十四の三の見出し中「第三百二十一条の八第三十二項に規定する」を「第三百二十一条の八第三十四項の」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に改める。
第四十八條の十四の四の見出し中「第三百二十一条の八第三十二項に規定する」を「第三百二十一条の八第三十四項の」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「において」を「には」に、「同条第三十二項」を「同条第三十四項」に改め、同条第二項中「金額について」の下に、「それぞれ」を加える。

第三十五条の二十第一項第一号中「(第三号において「基幹統計」という。)」を削り、「次項」を「次項第一号及び第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号中「(次号において「総額の合算額」という。の三分の七に相当する額)」を削り、同項第三号を削る。

第三十六条の十第二項第一号中「及び前項第一号」を「又は前項第一号」に、「及び第七号」を「若しくは第七号」に、「並びに」を「又は」に、「及び第十三号」を「若しくは第十三号」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改め、同項第三号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第四号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第五号中「及び」を「又は」に改め、同項第六号中「及び前項各号」を「又は前項各号」に、「及び児童の福祉の増進について相談に應ずる事業」を「若しくは児童の福祉の増進について相談に應ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業」に、「移動支援事業及び」を「移動支援事業若しくは」に、「聴導犬訓練事業及び」を「聴導犬訓練事業若しくは」に、「並びに同項第六号及び」を「又は同項第六号若しくは」に改める。

第三十七条中「介護老人保健施設」の下に、「同条第二十九項に規定する介護医療院を加える。第三十七条の二の四第二項中「同条第一項第十三号」を「同項第十三号」に、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三十七条の五第三項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項第一号」に改める。第三十七号の九の五中「第十四条第一項第一号」を「以下この条において「機構法」という。第十四条第一項第一号に規定する業務(農業機械化促進法を廃止する等の法律(平成二十九年法律第十九号)第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。又は機構法第十四条第一項第二号)に、「又は第三項から第五項まで」を「若しくは第二項から第四項まで」に改める。

第三十九条の三の二(見出しを含む)中「第七十三条の二十四第四項」を「第七十三条の二十四第五項」に改める。

第三十九条の八の表第七十三条の二十四第二項第一号の項の次に次のように加える。

第七十三條の二十四 第三項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第七十三條の二十四 第三項第一号	の上	に対応する仮換地等の上

第三十九条の八の表第七十三条の二十四第三項及び第四項の項中「第七十三条の二十四第三項及び第四項」を「第七十三条の二十四第四項及び第五項」に改める。

第三十九条の九の見出し中「重量」の下に「又は金額」を加え、同条第一項中「重量を」の下に「紙巻たばこの」を加え、場合の「を」場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費その他の処分」を「同条第一項に規定する売渡し等(次項及び第五項において「売渡し等」という。)」に、「同欄」を「法第七十四条第二項に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「喫煙」の下に「第一項の」を「重量」の下に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十四条の四第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第三十九条の九に次の五項を加える。

4 法第七十四条の四第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第七十四条の四第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第七十四条の四第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 法第七十四条の四第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。第三十九条の九を第三十九条の九の二とし、第二章第五節中同条の前に次の一条を加える。

(法第七十四条の三の二の政令で定める者)
第三十九条の九 法第七十四条の三の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三条第一項に規定する会社(第三号において「会社」という。)

二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれら混合物を充填したものや製造した特定販売業者
三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれら混合物を充填したものや製造したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者
四 前三号に掲げる者に準ずる者として総務省令で定める者

第四十六条の二の第三項中「及び第二項」を「第四項、第五項及び第九項」に、「第七條の三の二第二項第一号中「第二十三條第一項第三号口」を「第七條の三の二第二項中「同号ただし書」に、「第二九二條第二項第一項第三号口」を「法第七條の三の二第二項第十四号ただし書」に改め、同条第二項中「第七條の三の二第三項」を「第七條の三の二第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七條の三の二第二項から第六項まで及び第九項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号口に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第七條の三の二第二項中「同項第三号口」とあるのは、「法第二百九十二条第一項第三号口」と読み替へるものとする。

第四十八條の二の次に次の二條を加える。
(法第二百二十一條の八第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第四十八條の十二の二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第二百二十一條の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。又は個別控除対象所得税額等相当額)と同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。

以下この項において同じ。は、当該法人に係る同条第二十四項の規定により控除することができ、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第二百二十一條の八第二項に規定する従業員数(当該事業年度又は連結事業年度の第九條の第七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について第四十八條の十三第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業員数の数に当該関係市町村が課する当該事業年度又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数)に按分して計算した額とする。

(抜 粋)

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十五号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の二十の三を次のように改める。

(延滞金の免除ができる場合)

第六条の二十の三 法第二十条の九の五第二項第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 地方団体の徴収金についてした交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

9 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第二項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法附則第十九条の二、第十九条の二及び第二十二條第二項から第十一項までの規定は、平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第五十六条の二第二項に規定する家屋に對して課する固定資産税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 施行日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項、第四十五項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項、第四十五項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「第四十五項及び第四十八項」とあるのは、「及び第三十五項」とする。

第二十一条 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に第二条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第四十三項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に對して課する固定資産税の特例に関する経過措置）
第二十二條 市町村は、平成三十一年度から平成三十二年までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成三十年から平成三十二年までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものを（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成三十年に於ける賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で平成三十一年度に於ける賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十一年度の宅地等」という。）、又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で平成三十二年に於ける賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十二年の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が平成三十年度の宅地等にあっては平成二十九年、平

成三十一年度の宅地等にあっては平成三十年度、平成三十二年の宅地等にあっては平成三十一年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成三十年度の宅地等にあっては平成三十年度分、平成三十一年度の宅地等にあっては平成三十一年度分、平成三十二年の宅地等にあっては平成三十二年分分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4 第一項の場合には、平成三十年から平成三十二年までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）、又は同条第一項に規定する非住宅用地である部分（以下この項において「非住宅用地である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、平成三十年から平成三十二年までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、附則第十八条第六項第三号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）
第二十三條 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に地方税法第四百六十五條第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税（同法第四百六十九條第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）以下この条から附則第二十六条までにおいて「売渡し等」という。）が行われた旧法第四百六十四條第一号に規定する製造たばこ（平成二十七年改正法附則第二十条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売するため所持する地方税法第四百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等（以下この条から附則第二十六条までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は新法第四百六十四條第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この条から附則第二十六条までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

第三百二十一条の八第二項	第四百四十四条の六第一項 又は同法	第四百四十四条の三第一項 又は法人税法	第三百二十一条の八第二十八項	第四百四十四条の六第一項 又は法人税法	第三百二十一条の八第三十九項	第四百四十四条の三第一項 又は法人税法	第三百二十一条の八第四十項	第四百四十四条の六第一項 又は法人税法	第三百二十一条の九第一項及び第三百二十四条第一項	第四百四十四条の三第一項 又は法人税法	第三百二十七条第一項	第四百四十四条の六第一項 又は法人税法	附則第八条の二の二第八項	第四百四十四条の三第一項 又は法人税法
--------------	----------------------	------------------------	----------------	------------------------	----------------	------------------------	---------------	------------------------	--------------------------	------------------------	------------	------------------------	--------------	------------------------

9 前二項に定めるもののほか、第六項の規定により新法第二百九十二条第一項(第十四号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合又は所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条(第十二号の十九に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における法人の市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10 新法第三百二十一条の八第二十四項の規定は、同項に規定する内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二十四項に規定する控除対象所得税額等相

当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十一第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

11 新法第三百二十一条の八第二十五項の規定は、同項に規定する内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融関係部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二十五項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

12 新法第三百二十七条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第四項の申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

第十八条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法第二百九十二条第一項(第四号及び第四号の三に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十九条 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に關する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 三十二年四月新法の規定中法人の市町村民税に關する部分は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に關する経過措置)
第二十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に關する部分は、平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第二十九項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第三十項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に改良された旧法附則第十五条第四十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡し製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第七十四条の十一から第三項まで又は第五項の規定により都道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十四条 附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第十五条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十六条 新法附則第十二条の二の四第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第十七条 新法第三百七十七条の二第一項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日以前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第二百九十二条第一項(第四号中新租税特別措置法第四十二条の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、及び附則第八十五条(新法第二百九十二条第一項の規定に係る部分に限る。)、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第二百九十二条第一項(第四号の三中新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、及び附則第八十六条(新法第二百九十二条第一項の規定に係る部分に限る。)、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二百九十二条第一項第四号(新法附則第八十八条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、及び第四号の三の規定の適用については、新法第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五、第四十二条の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」とあるのは「第四十二条の五」と、同号ロ中「第四十二条の五及び第七項を除く。)」とあるのは「第四十二条の五」と、同号ロ中「第四十二条の五及び第七項を除く。)」とあるのは「及び第四十二条の十二の五」と、同項第四号の三中「第六十八條の十五の六、第六十八條の十五の七」とあるのは「第六十八條の十五の六」と、新法附則第八十八条第二項中「第四十二条の六」とあるのは「第四十二条の十二の五」とする。

6 新法第二百九十二条第一項(第十四号に係る部分に限る。)、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 前項の規定により新法第二百九十二条第一項(第十四号に係る部分に限る。)、の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人(附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設を有していた外国法人(附則第一条第三号に規定する恒久的施設をいう。))を有していた地方税法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人(新法第二百九十二条第一項第十四号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。をいう。))に係る新法第二百九十四条第五項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第十七条第七項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と「恒久的施設」とあるのは「同法第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第十四号に規定する恒久的施設」とする。

8 所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条(第十二号の十九に係る部分に限る。)、の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二百九十二条第一項(同法第四号の五)	第四百四十四条の三第一項(同法)	所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法(以下この節において「読み替後の新法人税法」という。))第四百四十四条の三第一項(法人税法)
第三百二十二条第六項	おける同法	おける法人税法
第三百二十一條の八第一項	第四百四十四条の三第一項(同法)	読み替後の新法人税法第四百四十四条の三第一項(法人税法)
	(又は第四百四十四条の六第一項)	(又は読み替後の新法人税法第四百四十四条の六第一項)
	同法第七十一条第一項	法人税法第七十一条第一項
	第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項	読み替後の新法人税法第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項
	第四百四十四条の三第一項	読み替後の新法人税法第四百四十四条の三第一項
	第四百四十四条の三第一項(同法)	読み替後の新法人税法第四百四十四条の三第一項(法人税法)
	第四百四十四条の六第一項	読み替後の新法人税法第四百四十四条の六第一項
	又は同法	又は法人税法

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)
第十条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十二条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表税理士法(昭和二十六年法律第二百三十

第八條第一項第六号	事業税	第七十二條の三十五	第七十二條の三十五(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第二十一条において準用する場合を含む。)
第三十三條第五項	第七十二條の三十五	第七十二條の三十五(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第二十一条において準用する場合を含む。)	

第八條第一項第六号 事業税(地方法人特別税を含む)に改める。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除
第三十一条 地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

(申告の特例)

第二十一条 第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十三の規定による法人の事業税に係る申告書と併せて提出しなければならない第十一条の規定による申告書の提出については、地方税法第七百四十七條の二第一項に規定する地方税関係申告等とみなして、同条の規定を適用する。

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第十二條 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

(収納の特例)

第二十一条の二 第十二條の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税並びに第十条の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金の収納の事務については、地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七條の五の二の規定を適用する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第七十二条の百九第二項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日
- 二 第一条中地方税法第七十四条の改正規定、同法第七十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の四、第七十四条の五及び第四百六十四条の改正規定、同法第四百六十六条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四百六十七條及び第四百六十八條の改正規定並びに第七條

(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号) 附則第十二條第三項から第六項まで、第八項、第九項及び第十一項並びに第二十條第五項の改正規定を除く。)並びに附則第十條及び第二十三條の規定 平成三十年十月一日

三 第一条中地方税法第十九條の七第一項ただし書、第二十三條第一項第十八号、第四十五條の二第一項、第五十五條の二第一項、第七十二條第五号、第七十二條の三十九の二第一項、第二百九十二條第一項第十四号、第三百十七條の二第一項及び第三百二十一條の十一の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十四條の二第三項及び第六項から第九項まで並びに附則第六條第二項から第八項まで、第十七條第一項及び第六項から第九項まで並びに第三十七條の規定 平成三十一年一月一日

四 第二条、第九條中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十條第三項の改正規定及び第十一條並びに附則第三條、第七條、第二十一條、第三十四條及び第三十五條の規定 平成三十一年四月一日

五 第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十二條並びに附則第十一條及び第二十四條の規定 平成三十一年十月一日

六 第三条中地方税法第二十三條第一項、第五十三條第十五項、第二百九十二條第一項及び第三百二十一條の八第十五項の改正規定並びに同法附則第四十八條の改正規定並びに附則第四條及び第十八條の規定 平成三十二年一月一日

七 第四条(次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)並びに第九條中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定(第七十二條の三十三第三項)を「第七十二條の三十一第三項」に改める部分に限る。及び同法第四十條第五項の改正規定(第七十二條の三十三第三項)を「第七十二條の三十一第三項」に改める部分に限る。並びに附則第五條第二項、第八條、第九條及び第九十九條第二項の規定 平成三十二年四月一日

八 第四条中地方税法第七十四條の四第三項、第七十四條の五、第四百六十七條第三項及び第四百六十八條の改正規定並びに附則第十二條及び第二十五條の規定 平成三十二年十月一日

九 第四条中地方税法第二十三條第一項、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二及び第二項、第三十七條、第二百九十二條第一項、第二百九十五條第一項第二号、第三百十四條の二第一項第十号の二及び第二項並びに第三百十四條の六の改正規定並びに同法附則第三條の三第一項の改正規定(「得た金額」の下に「十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。)並びに同条第二項、第四項及び第五項の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十九條第一項の規定 平成三十三年一月一日

十 第五条並びに附則第十三條及び第二十六條の規定 平成三十三年十月一日

十一 第六条並びに附則第十四條及び第二十七條の規定 平成三十四年十月一日

十二 第一条中地方税法附則第八條第十五項を同条第十七項とし、同項の前に二項を加える改正規定並びに同法附則第十五條に三項を加える改正規定(同条第四十七項に係る部分に限る。)並びに次条第三項及び第四項並びに附則第七條第三項及び第四項の規定 生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第十一條に二項を加える改正規定(同条第十五項に係る部分に限る。)及び同法附則第十五條に三項を加える改正規定(同条第四十八項に係る部分に限る。) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

十四 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第二十一号の改正規定並びに同法附則第十一條に二項を加える改正規定(同条第十六項に係る部分に限る。)及び同法附則第十五條第四十三項の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

十五 第一条中地方税法第七十三條の十四第十四項及び第三百四十九條の三第三十一項の改正規定 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

等の特例等(第七百四十七条の二、第七百四十七条の六)等の特例(第七百四十八条、第七百五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)を「に改める。」

に改める。

第四十四条の二中「第三百二十一一条の七の十二」を「第三百二十一一条の七の十三」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「条例の」を「条例で」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項後段を削る。

第七十一条の二第六項第一項中「の額」を「の額を基礎として政令で定めるところにより計算した額」に改める。

第七十一条の四第七項第一項及び第七十一条の六第七項第一項中「にあん分して」を「を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して」に改める。

第七十二条の四第一項第三号中「及び地方公共団体情報システム機構」を「地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構」に改める。

第七十二条の五第九項第一項中「においては」を「には」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第五十一条の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「平成十四年法律第五十一号」を加える。

第三百七十七条の六第一項中「本節」を「この節」に、「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に、「の一月一日」を「の同月一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に、「の一月一日」を「の同月一日」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に、「以下この項」を「第二号」に、「によりこれらの規定」を「により第一項又は第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織(第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項第一号及び第三百二十一一条の四第七項において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(以下この節において「機構」という。)を経由して行う方法

第三百七十七条の六第六項中「によつて」を「により」に、「以下この項」を「第二号」に、「次に」を「第三百二十一一条の七の二第一項に規定する年齢等年金給付の支払をする者にあつては次に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては第一号又は第二号に」に、「第四項」を「第四項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法

第三百七十七条の六第六項に次の一号を加える。

三 第一号に掲げるもののほか、機構を経由して行う方法として総務省令で定める方法

第三百七十七条の六第七項中「によつて」を「により」に、「この項及び次項において」「記載事項」を「この条において」「記載事項」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第五項(第一号に係る部分に限る。)又は第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定により行われた記載事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第三百二十一一条の四第九項において同じ。)に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

第三百二十一一条の四第四項中「この節」を「この条から第三百二十一一条の七まで」に、「及び第八項」を「から第九項まで」に改め、同条第三項ただし書中「場合には、この」を「場合は、この」に改め、同条第五項中「異動によつて」を「異動により」に改め、同条第七項中「電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令で定める」を「総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う」に改め、同条第八項中「による通知事項」を「により行われた通知事項」に、「が行われたときは」を「については」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第七項の規定により行われた通知事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、同項に規定する市町村長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

第三百二十一一条の六第二項中「及び第八項」を「から第九項まで」に、「同項」を「同条第八項」に改める。

第三百二十一一条の七の三の見出し中「市町村」を「市町村長」に改め、同条中「この節」を「この条から第三百二十一一条の七の十一まで」に、「市町村」を「市町村の長」に改める。

第三百二十一一条の七の五第一項中「市町村」を「市町村長」に、「においては」を「には」に改め、同条第四項中「市町村の長」に改める。

第三百二十一一条の七の八第一項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条から第三百二十一一条の七の十二まで」に改め、同条第二項中「第三百二十一一条の七の五第一項」とあるのは「第三百二十一一条の七の八第三項において読み替えて準用する第三百二十一一条の七の五第一項」とを削り、同条第四項中「市町村」を「市町村長」に改める。

第三百二十一一条の七の九第三項中「市町村」を「市町村長」に改める。

第三百二十一一条の七の十三を第三百二十一一条の七の十四とし、第三百二十一一条の七の十二を第三百二十一一条の七の十三とし、第三百二十一一条の七の十一を第三百二十一一条の七の十二とし、第三百二十一一条の七の十の次に次の一条を加える。

(市町村長と年金保険者との間における通知の方法)

第三百二十一一条の七の十一 市町村長は、第三百二十一一条の七の三、第三百二十一一条の七の第四項(第三百二十一一条の七の八第三項において準用する場合を含む。)その他政令で定める規定に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知については、総務省令で定めるところにより、機構を経由して行わせるものとする。

2 市町村長は、第三百二十一一条の七の五第一項及び第三百二十一一条の七の七第二項(これらの規定を第三百二十一一条の七の八第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一一条の七の九第三項その他政令で定める規定に規定する年金保険者に対して行う通知については、総務省令で定めるところにより、機構を経由して行うものとする。

第三百二十五条中「においては」を「には」に改め、同条後段を削る。

第三百五十四条の二後段を削る。

第六百五十五条後段を削る。

第七百一条の五十五第一項後段を削る。

成三十一年度分)に改め、同表附則第二十五条の第三項の項中「附則第十八条第六項第二号イ」を「同条第六項第二号イ」に改め、同表附則第二十五条の第三項の項中「平成二十六年
度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年年度類似特定用途宅地等」を「平
成二十九年年度分」に「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成二十六年年度分」を「平
成二十九年年度分」に「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、
同表附則第二十五条の第四項第二号ロの項中「平成二十七年年度類似特定用途宅地等」を「平成三
十一年年度類似特定用途宅地等」に「平成二十七年年度分」を「平成三十年年度分」に改め、同表附則第二
十五条の第三項第三号ロの項中「平成二十八年年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年年度類似
特定用途宅地等」に「平成二十八年年度分」を「平成三十一年年度分」に改め、同表附則第二十七条の
二第四項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表附則第二十七
条の二第五項及び第六項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改める。
附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成二十七年年度から平成二十九年年度まで」を
「平成三十年年度から平成三十二年年度まで」に改める。
附則第二十八条第一項中「平成二十七年年度から平成二十九年年度まで」を「平成三十年年度から平成
三十二年年度まで」に改め、同条第四項中「平成二十八年年度分又は平成二十九年年度分」を「平成三十
一年年度分又は平成三十二年年度分」に改める。
附則第二十九条の五第十八項を削り、同条第十九項中「第十六項又は第十七項」を「又は前一
項」に改め、同項を同条第十八項とする。
附則第三十一条の三第一項中「平成二十七年年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年年度から
平成三十二年年度まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三
十一日」に改める。
附則第三十三条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。
附則第三十四条の二第三項及び第六項中「第三十七条の七」を「第三十七條の六」に、「第三十七
條の九の四又は第三十七條の九の五」を「第三十七條の八又は第三十七條の九」に改める。
附則第三十八条の表第三項第一号イの項の次に次のように加える。

第三項第一号ロ
都道府県
都道府県が行う国民健康保険の一
般被保険者に係るものに限り、当
該都道府県

第三項第二号ハ
の額
(二)において「国民健康保険保険
給付費等交付金」という「退職
被保険者等の療養の給付等に要す
る費用」(同法第七十條第一項に規
定する療養の給付等に要する費用
をいう。二において同じ)に係る
ものを除く)の額

附則第三十八條の表第三項第二号二の項を次のように改める。	
第三項第二号二	国民健康保険法
	繰入金
	国民健康保険法附則第九條第一項の規定により読み替えられた同法
	繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)

附則第三十八條の表第十二項第一号の項を次のように改める。
第十二項第一号
部分
部分のうち、当該都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの

第三項第一号ロ及び第二号ロ	介護納付金	病床転換支援金等並びに介護納付金
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

附則第五十一條の二を次のように改める。
(東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域における換地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)
第五十一條の二 土地改良法第五十三條の三の二第二項(同法第八十九條の二第三項、第九十六條及び第九十七條の四第一項において準用する場合を含む)において準用する場合を含むが、同法第五十三條の三の二第二項(同法第八十九條の二第三項、第九十六條及び第九十七條の四第一項において準用する場合を含む)の条において同じ)の規定により換地計画(当該換地計画に係る地域の全部又は一部が地方税法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)第一条による改正前の地方税法附則第五十五條第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る)において定められた換地であつて、土地改良法第五十三條の三の二第二項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに完了したときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。
附則第五十五條第三項中「附則第十五條の八第二項又は第二十九條の五第十六項若しくはを附則第十九條の五第五項又は」を「第十五條の八」に、「第十五條の十」に、「第十五條の十一」に、「次条第十一項又は」を「附則第五十六條第一項中「第三百四十九條の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第十一項中「第十五條の十」を「第十五條の十一」に改め、」又は都市計画税額」の下に「(同条の規定の適用を受ける家庭にあつては、同条の規定の適用後の額、以下この項において同じ。)」を加え、同条第十三項中「第三百四十九條の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第十四項中「第十五條の十」を「第十五條の十一」に改め、」又は都市計画税額」の下に「(同条の規定の適用を受ける家庭にあつては、同条の規定の適用後の額、以下この項において同じ。)」を加える。
附則第五十六條の二を削る。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。
目次 第六章 電子計算機を使用し作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第七章 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第八章 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第九章 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十一條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十二條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十三條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十四條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十五條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十六條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十七條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十八條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第十九條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十一條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十二條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十三條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十四條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十五條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十六條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十七條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十八條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第二十九條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十一條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十二條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十三條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十四條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十五條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十六條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十七條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十八條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第三十九條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十一條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十二條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十三條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十四條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十五條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十六條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十七條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十八條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第四十九條 地方税における軽減措置等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を
第五十條 電子計算機を使用した作成する地方税関係帳簿の保存方法等に関する国会報告(第七百四十八條―第七百六十六條)を

6 平成三十二年に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の第二項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格)</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>
<p>にあつては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>
<p>にあっては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>
<p>にあっては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>
<p>にあっては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては、当該平成三十一年度適用土地とそれの状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。</p>

<p>若しくは第四号 又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年分固定資産税にあっては、 類似土地の当該年度 価格と</p>	<p>若しくは第四号 又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年分固定資産税にあっては、 類似土地の同年度 価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年分固定資産税にあっては田園住居地域内市街化区域農地(附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ)である当該土地とそれの状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する。この項及び次項に定める「田園住居地域内市街化区域農地」というのは、田園住居地域内市街化区域農地(田園住居地域内市街化区域農地)に規定する価格と「田園住居地域内市街化区域農地」というのは、田園住居地域内市街化区域農地(田園住居地域内市街化区域農地)に規定する価格と。</p>
<p>若しくは第四号 又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年分固定資産税にあっては、 類似土地の同年度 価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年分固定資産税にあっては田園住居地域内市街化区域農地(附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ)である当該土地とそれの状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する。この項及び次項に定める「田園住居地域内市街化区域農地」というのは、田園住居地域内市街化区域農地(田園住居地域内市街化区域農地)に規定する価格と</p>	<p>若しくは第四号 又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年分固定資産税にあっては、 類似土地の同年度 価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年分固定資産税にあっては田園住居地域内市街化区域農地(附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ)である当該土地とそれの状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する。この項及び次項に定める「田園住居地域内市街化区域農地」というのは、田園住居地域内市街化区域農地(田園住居地域内市街化区域農地)に規定する価格と</p>

<p>附則第十九条の三の前に見出しとして「市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度の固定資産税の特例」を付する。</p>	<p>附則第十九条の二の二第三項に規定する</p>
<p>当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地</p>	<p>附則第十九条の二の二第三項に規定する</p>
<p>比準する価格</p>	<p>比準する価格</p>
<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>
<p>土地でこれらの土地の類似土地</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>
<p>比準する価格</p>	<p>比準する価格</p>
<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>
<p>比準する価格</p>	<p>比準する価格</p>
<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>
<p>比準する価格</p>	<p>比準する価格</p>
<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>
<p>比準する価格</p>	<p>比準する価格</p>
<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地</p>

附則第十五条第三十二項第二号を次のように改める。
二 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三)を乗じて得た額
イ 特定太陽光発電設備(前号イに掲げるものを除く。)
ロ 特定風力発電設備(前号ロに掲げるものを除く。)

附則第十五条第三十二項に次の一号を加える。
三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一)を乗じて得た額
イ 特定水力発電設備(第一号イに掲げるものを除く。)
ロ 特定地熱発電設備(第一号ロに掲げるものを除く。)

附則第十五条第三十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十項中「南海トラフ地震防災対策推進地域」の下に「第一号において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。」を加え、「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、限る。以下この項において「特定償却資産」という。を加え「償却資産」を「特定償却資産」に、「価格の三分の二の額」を「価格」に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。
一 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾の同条第三項に規定する港湾区域が同条第八項に規定する開発保全航路(同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定めるものに限る。)の区域又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの
二 当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五
附則第十五条第四十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条に次の三項を加える。
46 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者(法人に限る。以下この項において「電気通信事業者」という。)で特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五十五条の三の四に規定する実施計画(同法附則第五条第二項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業(以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。)の実施に関するものに限る。)について同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項の規定を受けたものが、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得(事業の用に供された)ものないものの取得に限る。をし、かつ、同法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域内において直接当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五条第三項に規定する認定計画に記載された同法に規定する特定電気通信設備で政令で定めるもの(当該地域特定電気通信設備供用事業の用以外の用に供されていないものに限る。以下この項において「対象特定電気通信設備」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該対象特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該対象特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条第四十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条に次の三項を加える。
47 租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者(以下この項において「中小事業者等」という。)が生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に同法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画(以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。)に従って取得(事業の用に供された)ことのないものの取得に限る。以下この項において同じ)をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等(以下この項において「先端設備等」という。)に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。))以下この項において「機械装置等」という。(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条第四十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条に次の三項を加える。
48 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法第九十九条の二第三項において準用する同法第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の規定により認可を受けた同法第九十九条の二第一項に規定する立地誘導促進施設協定(有効期間が五年以上のものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設協定」という。)に定められた同法第八十一条第八項に規定する立地誘導促進施設(同法第九十九条の二第一項の規定により指定された同項に規定する都市再生推進法人が管理するものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設」という。)の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の一月一日(当該認可を受けた日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度(当該特定立地誘導促進施設協定に定められた事項の変更により新たに追加された特定立地誘導促進施設にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の一月一日(当該変更の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度)から三年度分(当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が十年以上である場合には、五年度分)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十五条の八第三項及び第五項を「附則第十五条の八第一項及び第三項」に、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改め、及び附則第十五条の八第一項を削り、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改める。
附則第十五条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の八第三項及び第五項を「附則第十五条の八第一項及び第三項」に、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改め、及び附則第十五条の八第一項を削り、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改める。
附則第十五条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の八第三項及び第五項を「附則第十五条の八第一項及び第三項」に、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改め、及び附則第十五条の八第一項を削り、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改める。
附則第十五条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、若しくは第三項から第五項までを「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十二条の二の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、又は第五項及び第六項中「附則第十二条の二の七第二項において読み替へて準用する」を削り、同条第五項及び第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、同項第一号中「三分の一」を「二分の一」に、「六分の一以上二分の一以下」を「三分の一以上三分の二以下」に、「施設が」を「処理施設が」に改め、同項第二号中「次号において「中小事業者等」という。」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。）で総務省令で定めるもの 次に掲げる産業廃棄物処理施設の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物（石綿が含まれていないものその他これに類するものとして総務省令で定めるものに限る。）の処理の用に供する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 二分の一

ロ イに掲げる産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 三分の一

附則第十五条第二項第六号を削り、同項第七号中「設置した」の下に「同法第十二条第一項に規定する」を加え、「施設が」を「除害施設が」に改め、同号を同項第六号とし、同条第三項中「又は平成二十九年年度分」を「から平成三十一年年度までの間」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に、「二分の一」を「三分の二」に、「あつては」を「には」に改め、同条第九項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十二項中「平成二十九年年度分」を「平成三十二年年度分」に改め、同条第十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「又は都市計画税」を削り、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項を「又は第三百四十九条の二」に、「平成二十八年度分及び平成二十九年度分」を「平成三十年年度分及び平成三十一年度分」に、「八分の七」を「十分の九」に改め、同条第二十三項中「平成二十八年度分及び平成二十九年度分」を「平成三十年年度分及び平成三十一年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定等対象期間」という。）内に津波防災地域づくりに関する法律第五十六条第一項の規定により指定された同項に規定する指定避難施設（第一号及び次項において「指定避難施設」という。）の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分として総務省令で定めるもの（以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。）又は指定等対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により、「津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による」を「同法第六十二条第一項に規定する」に、「同法第六十二条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「協定避難施設」という。）を加え、「家屋（以下この項を「家屋（第三号）」に改め、「掲げる」の下に「指定避難施設避難用部分又は」を加え、「当該各号に定める年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする」を、「当該各号に定めるところによる」に改め、同項第二号中「各年度分」の下に「の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする」を加え、同号の次に次の一号を加える。

める割合を乗じて得た額とする。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「の属する年の翌年の一月一日（当該締結した日」を「（以下この号及び次項において「締結日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該締結日」を「から当該管理協定を締結した日」を「から当該締結日」に改め、「各年度分」の下に「の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 指定避難施設避難用部分 指定避難施設として指定された日（以下この号及び次項において「指定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該指定日が一月一日である場合には、同日。以下この号において同じ。）を賦課期日とする年度から当該指定日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該指定避難施設避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条第三十項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による管理協定に係る同法第六十二条第二項第一号に規定する」を「指定避難施設に附属する避難の用に供する債権資産として政令で定めるもの（指定日以後に取得されるものに限る。第一号において「指定避難用債権資産」という。）又は」に、「当該管理協定を締結した日」を「締結日」に改め、「限る」の下に「第二号において「協定避難用債権資産」という。）（以下この項において「特定避難用債権資産」という。）を加え、「債権資産」を「特定避難用債権資産」に、「にあつては、当該」を「には、当該」に、「二分の一」を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該債権資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合に於ては、二分の一）を、次の各号に掲げる特定避難用債権資産の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定避難用債権資産 三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該指定避難用債権資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）

二 協定避難用債権資産 二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該協定避難用債権資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

附則第十五条第三十一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「のうち」を「のうち」に、「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「当該設備に」を「当該特定再生可能エネルギー発電設備に」に、「ところによる」を「額とする」に改め、同項第一号中「設備が」を「特定再生可能エネルギー発電設備が」に改め、同号イ中「この項」を「この号」に、「除く。」を「除く。次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの」に改め、同号ロ中「限る。」を「限る。次号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの」に改め、同号に次のように加える。

ハ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ニ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ホ バイオマスや電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの

法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

25 市町村は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第三百二十一條の十一の二第二項中「一」を「租税条約」に改める。
第三百二十七條第一項及び第二項中「一」を「により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三百二十一條の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人については、当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第三百二十七條第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

5 第三百二十一條の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人については、当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第三百二十七條第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 前条第三項の規定は、第四項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第三百四十八條第二項第二十九号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第三十六号中「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」の下に「（以下この号及び第三百四十九條の三第十二項において「機構法」という。）を加え、から第四号まで又は第三項から第五項まで」を削り、「の用に供する固定資産及び」を「（農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（以下この号及び第三百四十九條の三第十二項において「旧農業機械化促進法」という。）第十六條第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四條第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産及び直接同条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六條第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する固定資産」に「農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）」を「旧農業機械化促進法」に、「供する固定資産で」を「供したものに限る。で」に改め、同条第四項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。
第三百四十九條の三第三項中「昭和二十九年法律第五十一号」を削り、同条第二十二項中「農業機械化促進法第十六條第一項第一号」を「機構法第十四條第一項第一号」に改め、「業務の下に」を「旧農業機械化促進法第十六條第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。」を加え、同条第三十一項中「第十條第三項」を「第十六條第三項」に改める。
第四百六十四條の見出しを「用語の意義及び製造たばこの区分」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。
 - 一 喫煙用の製造たばこ
 - イ 紙巻たばこ
 - ロ 葉巻たばこ
 - ハ バイブたばこ
 - ニ 刻みたばこ
 - ホ 加熱式たばこ
 - 二 かみ用の製造たばこ
 - 三 かき用の製造たばこ
 - 四 製造たばこに次の一条を加える。
 - （製造たばこことみなす場合）
 - 第四百六十六條の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
- 第四百六十七條第一項中「消費等」の下に「第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「バイブたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「バイブたばこ」

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号及び第四項の規定の例により算定した金額

第七十四条の五中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第七百九十二条第一号及び第二号中「によつて」を「により」に改め、同項第四号イ中「第六十九条」の下に「租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、及び第四十二条の五を「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第六十六条の七（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び第六十六條の九の三（第三項、第六項及び第十項の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）に改め、同項第四号の三中「及び第六十八條の十五の六、第六十八條の十五の七、第六十八條の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八條の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）」に改め、同項第四号の四中「第六十八條の第十項」を削り、同項第四号の五イからニまでの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第七号中「この節」を「この条、第二百九十五条、第三百三十三條から第三百三十七條の三まで及び第三百三十七條の六から第三百三十一條の七の九まで」に改め、同項第十四号ただし書中「日本国」を「我が国」に、「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に、「ときは」を「場合には」に改め、「定められたもの」の下に「国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）にあるものに限る。」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二百九十四条の二第一項中「。次項」を「。同項」に改め、同条第五項の表第三百二十一条の八第一項の項中「場合に於ては」を「場合には」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第三百二十一條の八第二項から第四項までの項中「に於ては」を「には」に改め、同表第三百二十一條の八第三十七項の項を次のように改める。

第三百二十一條の八第三十九項		法人又は 法人は	固有法人又は 固有法人は
第三百二十一條の八第三十九項		法人の 受託者の有する	固有法人に係る法人課税信託の 受託者の有する

第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一條の十三第一項の項中「に於ては」を「には」に改める。

第三百十二條第一項中「当該」を「同表の」に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「いう」の下に「第三百二十一條の八第十九項において同じ」を加え、「以下第三百二十一條の八第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ」を削る。

第三百七条の二第一項中「の者」を「に掲げる者」に、「の定めるところによつて」を「定めるところにより」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。」を加え、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「の定めるところにより」を「により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「の定めるところにより」を「により」に、「の定めるところによつて」を「定めるところにより」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第三百二十一條の八第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第三百三十九項」を「第三十九項」に改め、同条第二項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第三十七項」を「第三十九項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「第六項第一号中」を「第三十九項」に改め、同条第五項中「第四十二条の五第五項」を削り、同条第六項第一号中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「第十二項」を「第三十四項」に改め、同条第九項及び第十二項第一号中「第四十二条の五第五項」を削り、同条第十五項中「場合の」を「場合における」に改め、「第四十二条の五第五項」を削り、同条第十九項中「第三百三十二條第三項第四号」に改め、同条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「第三十五項」を「第二十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「及び第二十五項」を「から第二十七項まで」に、「第二十六項及び第二十七項」を「第二十八項及び第二十九項」に、「第二十八項」を「第三十項」に、「において」を「の」の規定により「に改め、及び第三十六項」を削り、まず第二十四項の下に「及び第二十五項」を加え、「第二十五項の規定による控除」を「第二十六項の規定による控除、第二十七項の規定による控除」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十六項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十八項」を「第三十項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「によつて」を「により」に、「第三十一項」を「第三十三項」に、「第三十二項又は第三十五項」を「第三十四項又は第三十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第五十三條第二十六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項の次に次の二項を加える。

24 市町村は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の七第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十六」に改める。

第十九条の七第一項ただし書中「差し押さえた財産」の下に「(国税徴収法第八十九条の二第四項に規定する特定参加差押不動産を含む。)」を加え、「以下この条を「次項」に改める。

第二十三条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第三号の四までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号イ中「第六十九条」の下に「(租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「及び第四十二条の十二の五」を「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。)、及び第六十六条の九の三(第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。)」に改め、同号ロ中「及び第四十二項及び第七項を除く。」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八條の十五の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八條の十五の六」を「第六十八條の十五の六、第六十八條の十五の七、第六十八條の九十一(第十項から第十三項までを除く。)、及び第六十八條の九十三の三(第十項から第十三項までを除く。)」に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十第五項」を削り、同項第四号の五イからニまでの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第七号中「この節」を「この条から第四十五条の三まで」に改め、同項第十八号ただし書中「日本国」を「我が国」に、「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に、「ときは」を「場合には」に改め、「定められたもの」の下に「(国内(この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。))にあるものに限る。)」を加え、同号ロを次のように改める。

口 外国法人の国内にある建設若しくは掘付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場合その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二十四条の二第一項中「次項」を「同項」に改め、同条第五項の表第五十三条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第五十三条第二項から第四項までの項中「にあつては」を「には」に改め、同表第五十三条第三十七項の項を次のように改める。

第五十三条第三十九項	法人又は	固有法人又は
	法人は	固有法人は
	法人の	固有法人に係る法人課税信託の受託者の有する

第二十四条の二第五項の表第五十七條第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。
第四十五条の二第一項中「の者」に「掲げる者」に、「定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「(同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改

め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第一項」を「に同項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第五項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。
第五十二条第一項中「当該」を「同表の」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「いう」の下に「次条第十九項において同じ」を加え、「以下次条第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ」を削る。

第五十三条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第二項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第三十七項」を「第三十九項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第五項中「第四十二条の五第五項」を削り、同条第六項第一号中「によつて」を「により」に改め、同条第九項及び第十二項第一号中「第四十二条の五第五項」を削り、同条第十五項中「場合の」を「場合における」に改め、「第四十二条の五第五項」を削り、同条第十九項中「前条第二項第四号に掲げる」を削り、「によつて」を「により」に、「同号」を「前条第二項第四号」に改め、同条第四十四項を同条第四十六項とし、同条第四十三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四十五項とし、同条第四十二項を同条第四十四項とし、同条第四十一項中「第三十八項」を「第四十項」に、「第三十九項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「第四十二項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十六項中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項(第三十一項において準用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合及び第三十一項において準用する場合を含む。))に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十五項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十五項」を「第三十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「にあつては」を「には」に、「第三十五項」を「第三十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「によつて」を「により」に、「第三十三項」を「第三十五項」に、「第三十五項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「及び第二十五項」を「から第二十七項まで」に、「第二十六項及び第二十七項」を「第二十八項及び第二十九項」に、「第二十八項」を「第三十項」に、「第三十項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十八項中「を削り、まず第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、「第二十五項の規定による控除」を「第二十六項の規定による控除」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十六項又は前項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十八項」を「第三十項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「によつて」を「により」に、「第三十一項」を「第三十三項」に、「第三十二項又は第三十五項」を「第三十四項又は第三十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「又は前二項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項の次に次の二項を加える。
24 道府県は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の七第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合